

# 令和8年度 佐賀県障害者ピアサポート研修事業実施要綱

## 1. 研修の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

## 2. 実施主体

佐賀県（業務委託：特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみか）

## 3. 研修日程 等

研修の日程は以下のとおりとします。

※ 天候や感染症等の状況により計画を変更して実施する場合があります。

|           |     | 日時          |             |
|-----------|-----|-------------|-------------|
| 基礎研修      | 1日目 | 令和8年7月4日（土） | 10:00～15:20 |
|           | 2日目 | 7月5日（日）     | 10:00～16:00 |
| 専門研修      | 1日目 | 8月29日（土）    | 10:00～17:30 |
|           | 2日目 | 8月30日（日）    | 9:30～16:00  |
| フォローアップ研修 | 1日目 | 12月19日（土）   | 10:00～16:50 |
|           | 2日目 | 12月20日（日）   | 10:00～16:35 |

## 4. 研修内容

|      |  |
|------|--|
| 内容   | 基礎研修2日間、専門研修2日目、フォローアップ研修2日目の計6日間                                |
| 開催方法 | 集合研修<br>佐賀県庁新館11階 大会議室（佐賀市城内1丁目1-59）                             |
| 受講料  | 1名につき 10,000円（テキスト資料代含む）<br>【注】 受講料の支払い方法は、受講決定通知書とともに受講者へ通知します。 |

|       |  |
|-------|--|
| 定員    | 24名程度（12組）   |
| 受講対象者 | <p>研修の対象者は、以下の者とする。</p> <p>原則、佐賀県内にて雇用等されており、基礎研修、専門研修のすべての日程を受講できる方で、以下の①もしくは②に該当される方</p> <p>①障害福祉サービス事業所に雇用等されている障害者</p> <p>なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。</p> <p>②①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者</p> <p>※1 受講は事業所単位での申し込みとします。①②のいずれかに該当する方が既に研修を終了されている場合を除き、原則①②それぞれに該当する方のペアで受講してください。</p> <p>※2 ①②に該当しない場合、あるいはペアで受講することができない場合も、定員に余裕があれば受講できることがありますので、お早めにご相談下さい。</p> <p>※3 過年度に一部日程を修了されている方が申し込まれる場合は、必ず事前にご相談下さい。</p> |

## 5. 受講申込

研修を受講しようとする者は、①受講申込書（様式1）に必要事項を記入し、①及び②（必要に応じて③）を特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみかへ郵送または持参により提出してください。

### ・申込に必要な様式

#### ①ピアサポート研修 受講申込書（様式1）

※顔写真を必ず貼付すること（カラー印刷でも可）

#### ②障害があることを証明できる公的書類（ピアサポーターのみ）

※氏名、生年月日、障害種別が記載された箇所を複写ください。

※以下の1)～4)の書類がない場合は、事前にご相談ください。

##### 1) 身体障害者

身体障害者手帳

##### 2) 知的障害者

療育手帳

##### 3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳

精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書

類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

4) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

※ 提出物は、原則返還は出来ません。

※ 受講料の支払方法は、受講決定通知書とともに各受講者へ通知します。

③合理的配慮についての申請書（様式②）

合理的配慮が必要な方のみ申込時に提出してください。

6. 申込期間（期間を過ぎた申込みは受けられません。）

令和8年6月22日（月）（必着）先着順です

申込先（郵送または持参、メール及びFAXは不可）

|  |
|--|
| 〒841-0066 佐賀県鳥栖市儀徳町 3262-1<br>しょうがい生活支援の会すみか 担当：芹田 宛 |
|--|

7. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた申込書等に記載された個人情報については、佐賀県、委託先と共有し、適正な管理を行います。

8. キャンセル手続き

申込キャンセルの連絡は一旦お電話をいただいた後、別途「キャンセル依頼書」を郵送またはメールにより提出してください。

①キャンセル料

受講決定から7月1日(水)迄のキャンセルはキャンセル料1,000円+振込手数料を頂きます。それ以降は返金できませんのでご了承ください。

②返金方法

返金は、別途ご指定いただいた口座へキャンセル料と振込手数料を差し引いた額の振込みを行います。

※受講料の振り込みがない場合は、キャンセル料は発生しません。

## 9. 受講決定

受講申込書に記載していただいた事業所宛に、受講決定通知を郵送、もしくはメールにてご連絡させていただきます。(6月24日(水)までにご連絡させていただきます。)

## 10. 研修修了の認定

修了の認定は全科目出席が条件です。以下に該当する者は修了の認定を行いません。

- 1) 15分以上の遅刻、早退、欠席した者
- 2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者(著しい私語、著しい居眠り、著しい携帯電話の使用、研修受講中に他の業務を行う等 研修を受講していると認められないもの)
- 3) 正当な理由なく、身分証明書の提示をしなかった者
- 4) 指示された課題を期日までに提出しなかった者、又は課題の再提出について期限内に応じなかった者
- 5) 受講申込書において虚偽の記載があった者

## 11. 修了証書の交付等

研修修了の認定を受けた受講者へ、基礎・専門・フォローアップの各研修最終日より1ヶ月以内に郵送にて交付します。

## 12. その他

台風や大雨、自然災害発生時等により講座を中止する場合があります。

中止や延期などのお知らせは、前日17時までにメールにてご連絡します。

また、急を要する場合に申込書に記載してある連絡先へご連絡させていただく場合がございます。必ず連絡のつく電話番号を記載ください。

## 13. 問い合わせ先

| 問い合わせ先   | 連絡先   |  |
|----------|---|--|
| 申込に関すること | 特定非営利活動法人<br>しょうがい生活支援の会すみか<br>※お急ぎでない場合は、メールでの<br>お問い合わせをお願いします。 | メール：info@npo-sumika.jp<br>電話：0942-83-7638<br><small>せりた</small><br>(担当 芹田) |
| 加算に関すること | 各指定権者   | 各指定権者にお問い合わせください。  |